

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500023 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500002 号

第 1 結論

昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年頃、婦人会役員が母の経営する店舗に年金手帳を持ってきたので国民年金に加入した。それ以降、同人が店舗を訪れ、毎月集金に来ていたので、私が店舗にいるときは自分で支払い、私が店舗にいないときは長姉又は長兄の嫁が私の国民年金保険料を支払っていた。昭和 46 年 7 月から昭和 50 年 9 月までの保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 46 年頃、婦人会役員が請求者の母親が経営する店舗に年金手帳を持参したので国民年金に加入し、以後は同人が店舗を訪れ、集金によりその時に店舗にいた私、長姉又は長兄の嫁が国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 50 年 9 月頃に払い出されたと推認されるとともに、これ以前に請求者に対して別の記号番号が払い出された事跡は見当たらないことから、当該払出時点において、制度上、請求期間の大部分は現年度納付することができない期間である。

また、婦人会役員が持ってきたとして請求者が提出した年金手帳によると、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は前述の記号番号と一致する上、当該手帳の様式は前述の払出時期における年金手帳の様式と一致することが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間中に請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の姉及び請求者の義理の姉は疾病等の理由で聴取できない状況である旨陳述している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。